

## 滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内で地域公共交通を運行する事業者が行う、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と運行の維持に必要となる経費に対し、令和2年度に限り予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業者等)

第2条 補助金交付の対象となる事業者は、滋賀県内で運行する以下に該当する者のうち、別表に定める者（以下「事業者」という。）とし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながら、運行を維持する場合に、別表に定める経費を対象として、補助金を交付する。

鉄道事業者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する第一種鉄道事業または第二種鉄道事業の許可を受けた事業者
バス・タクシー事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者および道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の形態で道路運送法第79条の登録を受けた事業者
船舶事業者	海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第11項に規定する指定区間を運行する事業者として許可を受けた事業者

### (補助金の交付申請)

第3条 事業者は補助金の交付の申請をしようとするときは、各事業区分ごとに滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（兼補助額計算書）（別記様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、事業者に通知するものとする。（別記様式第3号）

### (補助事業の変更)

第5条 事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更もしくは中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

### (補助金の概算払)

第6条 本補助金は申請額が10万円に満たない場合を除き、概算払により支払うことができるも

のとする。

2 概算払を受けようとする事業者は、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金概算払請求書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）概算払計画書（別記様式第11号）

（実績報告）

第7条 事業者は、補助事業が完了したときならびに第5条の規定による中止または廃止の承認を受けたときは、その日から30日以内に滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）事業実績書（兼補助額計算書）（別記様式第5号）

（2）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、事業者に通知するものとする。（別記様式第6号）

（補助金の交付申請および実績報告の同時申請）

第9条 事業者は、補助金の交付申請時において既に補助事業が完了しているときは、第3条および第7条の規定によらず、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより、交付申請と実績報告を同時に行うことができるものとする。

（1）事業実績書（兼補助額計算書）（別記様式第5号）

（2）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定および額の確定の同時決定）

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、事業者に通知するものとする。（別記様式第8号）

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（関係書類の保存期間）

第12条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日以降に実施された事業に遡及して適用する。

別 表（第2条関係）

事業者が支出した以下の経費を対象とし、事業者が運行する車両台数に応じ補助金を交付する。

【補助対象となる項目および経費】

補助対象項目	経費
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する経費	各事業者が実施する車両の抗菌、抗ウイルス対策、運転席仕切りカーテンの設置、駅・停留所等の衛生対策等新型コロナウイルス感染拡大防止に資する対策に要する経費で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出したもの。
運行の維持に要する経費	令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間の運行の維持に要する経費（人件費、燃料油脂費、修繕費、施設使用料等） ※同期間において、滋賀県バス運行対策費補助金および滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金を受ける路線の運行維持に係る経費を除く。

【事業者ごとの基準額】

区分	対象事業者	基準額
鉄道事業者	京阪電気鉄道株式会社 信楽高原鐵道株式会社 近江鐵道株式会社	<p>&lt;鉄道車両&gt;</p> <p>○事業者が県内で運行している旅客用鉄道車両 ： <u>1両あたり400千円</u></p> <p>※他の府県にまたがって運行している車両については、上記の1/2とする。</p> <p>※市町が鉄道施設を保有している場合については、上記の1/2とする。</p>
バス事業者 タクシー事業者	<p>県内で一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者</p> <p>交通空白地解消のために運行する自家用有償旅客運送を行っている者</p> <p>※個人タクシー事業者および福祉タクシー事業者は除く</p>	<p>&lt;バス車両&gt;</p> <p>○事業者が県内で運行している事業用自動車 ： <u>1両あたり200千円</u></p> <p>※乗合自動車として近畿運輸局あて報告している車両を対象とする。（令和2年4月1日現在。貸切自動車として報告している車両は対象としない。）</p> <p>※専ら他の府県を起終点とする路線で運行する車両については、上記の1/2とする。</p> <p>※専ら市町が運営するコミュニティバスの運行の用に供する車両については、上記の1/2とする。</p> <p>○市町が交通空白地解消のために運行する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車 ： <u>1両あたり66千円</u></p> <p>&lt;タクシー車両&gt;</p> <p>○事業者が県内の営業所で運行している事業用自動車 ： <u>1両あたり50千円</u></p>

船舶事業者	一般県民の日常生活に必要な航路の運行をしている者	<船舶> ○県民の日常生活を支える移動手段として運行している船舶 : <u>1隻あたり200千円</u>
-------	--------------------------	--

※基準額の算定の基礎となる車両および船舶については、令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間に運行の用に供していたものに限る。

※バス車両は乗車定員11人以上の車両、タクシー車両は乗車定員11人未満の車両とする。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する経費または運行の維持に要する経費に係る国庫補助、市町補助を受ける場合には、当該補助を受けた額を補助対象経費から控除するものとする。

(別記様式第 1 号)

第 年 月 日

滋賀県知事 へ

住所  
名称  
代表者名

印

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付申請書

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、  
補助金 \_\_\_\_\_ 円を交付されるよう、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書 (兼補助額計算書)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(別記様式第2号)

事業計画書(兼補助額計算書)

1. 事業の目的

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- ・運行の維持

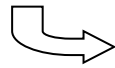
2. 事業内容、支出見込額

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策(年度末までの実施見込み額を含む)

項 目	概 要	経 費
		<p data-bbox="1114 1585 1264 1624">小計(①)</p> <hr data-bbox="1114 1697 1391 1706"/> <p data-bbox="1348 1680 1380 1713">円</p>

(2) 運行の維持

	令和2年度 運行維持に係 る経費	運行実績(1日当たり の運行本数等)		利用状況(乗車人数等)		「運行実績」÷「利用 状況」	
		R2年度見 込み	R1年度実 績	R2年度見 込み	R1年度実 績	R2年度見 込み	R1年度実 績
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							



4月～7月運行維持経費 合計 円…②

※滋賀県バス運行対策費補助金および滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金の交付を受ける対象路線に係る経費は除くこと。

※対前年で「利用状況」あたりの「運行実績」の割合(「運行実績」÷「利用状況」)が昨年度同月を上回る月のみを対象とする。

※運行実績については、鉄道、バス、船舶については、1日当たりの運行本数あるいは走行距離数とし、タクシーにあっては1日あたりの稼働台数とする。

※利用状況については、鉄道、バス、船舶については、乗車人数とし、タクシーにあっては実車回数とする。

(①+②) \_\_\_\_\_ 円…③

①②に係る国庫・市町補助金申請対象(見込)額 ④ _____ 円
-------------------------------------

補助対象経費(③-④) \_\_\_\_\_ 円…⑤

3. 補助基準額

運行車両数 (A)	単価 (B)	基準額 (A×B)
両	円	円 (⑥)

※複数の単価にまたがる場合は段落をわけて記載することとし、基準額⑥については合計を記載すること。

4. 補助額 (⑤、⑥のいずれか低い額)

\_\_\_\_\_ 円



(別記様式第3号)

番  
年 月 日 号

様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(別記様式第4号)

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

名称

代表者名

印

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金にかかる事業が完了したので、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書(兼補助額計算書)(別記様式第5号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(別記様式第5号)

事業実績書(兼補助額計算書)

1. 事業の目的

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策
- ・運行の維持

2. 事業内容、支出実績額

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実績

項 目	概 要	経 費
		<p data-bbox="1114 1630 1262 1668">小計 (①)</p> <p data-bbox="1348 1727 1380 1758">円</p>

運行の維持の実績

	令和2年度 運行維持に係 る経費	運行実績（1日当たり の運行本数等）		利用状況（乗車人数等）		「運行実績」÷「利用 状況」	
		R2年度見 込み	R1年度実 績	R2年度見 込み	R1年度実 績	R2年度見 込み	R1年度実 績
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							



4月～7月運行維持経費 合計 円…②

(①+②) 円…③

①②に係る国庫・市町補助金申請対象（見込）額 ④ 円
-------------------------------

補助対象経費（③－④） 円…⑤

3. 補助基準額

運行車両数 (A)	単価 (B)	基準額 (A×B)
両	円	円 (⑥)

4. 補助所要額（⑤、⑥のいずれか低い額）

円

5. 既交付額

円



(別記様式第7号)

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

名称

代表者名

㊞

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付申請書兼実績報告書

標記補助金にかかる事業を実施したので、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第9条第1項の規定により、補助金\_\_\_\_\_を交付されるよう、関係書類を添えて補助金の交付を申請するとともに、その実績を報告します。

関係書類

- (1) 事業実績書 (兼補助額計算書) (様式第5号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(別記様式第8号)

番 号  
年 月 日

様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金の交付決定および額の確定について(通知)

令和 年 月 日付け 第 号で申請および実績報告のあった標記補助金については、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

記

交付決定兼確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(別記様式第9号)

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

名称

代表者名

印

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった標記補助金について、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

<支払先口座>



(別記様式第 10 号)

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所

名称

代表者名

印

滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金概算払請求書

標記補助金について、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

<支払先口座>

(別記様式第 11 号)

概算払計画書

(単位：円)

支払時期	支払額	内訳	
		新型コロナウイルス対 策経費	運行維持経費
合計			